


こどもっと
KOBE

発達が気になる子ども
障害のある子ども
医療的ケアが必要な子どもの
支援ハンドブック

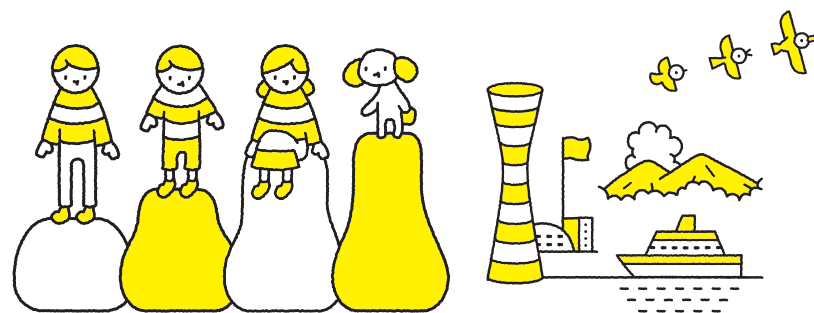
2024年3月発行
編集・発行 神戸市

〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1



発達が気になる子ども
障害のある子ども 
医療的ケアが必要な子どもの

支援ハンドブック



 KOBE

はじめに



このハンドブックでは、障害児支援関係者の方にご活用いただけるよう、子どもの発達や障害について医療・保健・福祉・教育などの相談窓口や支援制度を紹介しています。

各相談窓口や支援制度の紹介ページには、より詳しい情報をご覧いただけるホームページの二次元バーコードも掲載していますので、あわせてご活用ください。

また、このハンドブックで紹介している相談窓口や支援制度のホームページへのリンク集は、以下よりご覧いただけます。

目次

はじめに／目次 …… 02-03

こんなときは、どこに相談 …… 04

年齢別支援制度一覧 …… 08

1 相談窓口 …… 10

成長・発達について

- ① 区役所・支所(保健担当)
- ② 地域の医療機関

障害について

- ③ 区役所・支所(障害福祉担当)
- ④ こども家庭センター(児童相談所)
- ⑤ 療育センター
- ⑥ 障害者相談支援センター
- ⑦ 発達障害者相談窓口
- ⑧ 神戸市立医療センター中央市民病院
総合聴覚センター

学校や進学について

- ⑨ 特別支援教育相談センター

思春期の発達について

- ⑩ 思春期発達相談室あっとらんど
(発達障害者支援センター)
- ⑪ 思春期専門医師相談
(精神保健福祉センター)

2 市の専門機関 …… 12

- ① 療育センター(総合/東部/西部)
- ② こども家庭センター(児童相談所)

3 通いの場 …… 14

障害児通所支援

- ① 障害児通所支援サービス
- ② 障害児相談支援事業所

保育所(園)・認定こども園・私立幼稚園

- ③ すこやか保育(障害児保育)
- ④ 医療的ケアが必要な子どもの保育所
等利用支援

市立学校園・通級指導

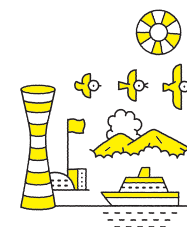
- ⑤ 特別支援学校
- ⑥ 特別支援学級
- ⑦ 通級指導教室
- ⑧ 特別支援教育就学補助
- ⑨ 医療ケア児への支援
(市立小中学校・幼稚園・高等学校)



子どもの成長・発達に関する相談

なお、子育て支援制度や障害福祉制度については、以下のホームページ・冊子でもご案内しています。

こどもっとKOBE サイト



神戸市障害者福祉のあらし / 障害福祉サービス等事業者・障害者福祉施設等一覧



4 交流の場 …… 20

- ① Jカフェ(拠点事業実施館)
- ② こべっこランド発達支援事業

5 医療費助成 …… 21

- ① 自立支援医療
(育成医療・精神通院医療)
- ② 小児慢性特定疾病医療費助成
- ③ 未熟児養育医療給付
- ④ 特定医療費(指定難病)助成
- ⑤ 重度障害者医療費助成

6 経済的支援 …… 24

- ① 特別児童扶養手当
- ② 障害児福祉手当
- ③ 重度心身障害者介護手当

7 障害福祉制度 …… 26

- ① 障害者手帳

- ② 障害福祉サービス
- ③ 地域生活支援事業
- ④ 補装具・日常生活用具
- ⑤ 交通機関の利用支援
- ⑥ 心身障害者扶養共済制度
- ⑦ 障害児入所施設

8 障害者のしごとの 相談・支援 …… 30

- ① しごとサポート

9 その他の支援事業… 31

- ① 重度障害児者医療福祉コーディネーター事業
- ② 医療的ケア児等コーディネーター
- ③ 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業
- ④ こうべ市歯科センター
- ⑤ 発達障害者支援センター
- ⑥ ボランティアセンター

● 連絡先一覧 …… 32

成長・発達について

相談内容	窓口・機関
<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの成長や発達が気になる ・子育ての不安や悩みを相談したい 	区役所・支所 (保健担当) P.10
<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの発達について地域の医師に相談したい 	地域の医療機関 P.10

障害について

相談内容	窓口・機関
<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービスの利用について相談や手続きをしたい -サービス利用・受給者証の申請 -手当（特別児童扶養手当、障害児福祉手当、重度心身障害者介護手当など） -障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）の交付手続き ・補装具・日常生活用具の購入や修理費用の支給 	区役所・支所 (障害福祉担当) P.10

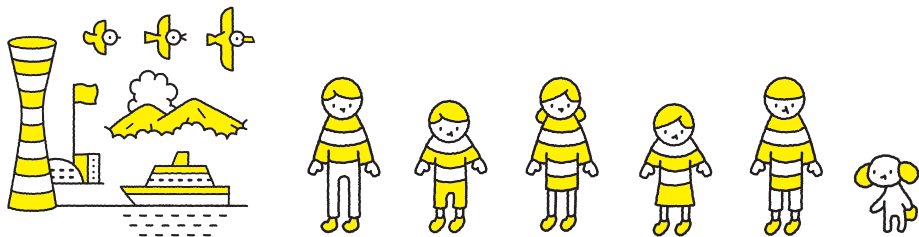
相談内容	窓口・機関
<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが発達障害かどうか、専門の医師による診察を受けたい 	地域の医療機関 P.10
<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの発達について専門の相談機関で詳しい検査を受けたい ・障害児施設に入所したい（入所支援サービスを利用したい） 	こども家庭センター (児童相談所) P.10
<ul style="list-style-type: none"> ・障害児の専門的な診療やリハビリテーションを受けたい ・子どもの障害に応じた通園療育を受けたい 	療育センター P.12
<ul style="list-style-type: none"> ・地域で生活するために必要な福祉サービスの利用や日常の悩み（家族・仕事・経済的な問題・一人暮らしの希望・将来のこと）などを相談したい 	障害者相談 支援センター P.10
<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害の方とその家族、支援者や雇用している企業の方が相談できる場所を知りたい 	発達障害者 相談窓口 P.11
<ul style="list-style-type: none"> ・聞こえ（聴覚）に関する相談をしたい。 例えば、心配や不安、補聴器や人工内耳、医療、療育、学校教育など 	神戸市立医療センター 中央市民病院 総合聴覚センター P.11

学校や進学について

相談内容	窓口・機関
<ul style="list-style-type: none"> ・5歳児の就学に関する相談をしたい ・学びの場（通常の学級、通級指導教室、特別支援学級、特別支援学校）について相談をしたい 	<p>特別支援教育 相談センター P.11</p>

思春期の発達について

相談内容	窓口・機関
<ul style="list-style-type: none"> ・思春期の悩みを本人とその保護者が相談できる場所を知りたい 	<p>思春期発達相談室 (臨床心理士による相談) P.11</p> <p>思春期専門医師相談 (精神科医による相談) P.11</p>



障害児通所支援について

相談内容	窓口・機関
<ul style="list-style-type: none"> ・通所による集団療育を行っている地域の事業所を利用したい (児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援) 	<p>障害児通所支援サービス (児童発達支援・ 放課後等デイサービス・ 保育所等訪問支援) P.14</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・通所による福祉サービスを利用するために、サービス等利用計画の作成やサービス調整などの計画相談支援を受けたい 	<p>障害児相談 支援事業所 P.15</p>

その他

相談内容	窓口・機関
<ul style="list-style-type: none"> ・すこやか保育(障害児保育)について知りたい 	<p>区役所・支所 (保健福祉課) P.16</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・発達がゆっくりな子どもや保護者同士で交流したい 	<p>Jカフェ (拠点事業実施館) P.20</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・医療費の助成を受けたい(自立支援医療(育成医療・精神通院医療)、小児慢性特定疾病医療費助成、未熟児養育医療給付、特定医療費(指定難病)助成) 	<p>区役所・支所 (保健福祉課) P.21-22</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・障害と診断されていないが、日常生活や学習面などの困り事や悩み事を相談したい 	<p>子どもの所属先</p>

年齢別支援制度一覧

※対象年齢は目安であり、個別の状況に応じて異なる場合もあります。

年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳		
乳幼児健診	4か月児健診 9か月児健診	1歳6か月児 健診		3歳児 健診																	
相談窓口 P10-	成長・発達	区役所・支所 (保健担当)							地域の医療機関												
	障害	区役所・支所 (障害福祉担当)							こども家庭センター (児童相談所)												
		まるやま・ひまわり・のぼら学園					療育センター (総合/東部/西部) ※難聴児は総合療育センターのみ					あけぼの学園									
		診療所 (知的・発達障害児・難聴児)							診療所 (肢体不自由児)												
		障害者相談支援センター																			
																	発達障害者相談窓口				
		神戸市立医療センター									中央市民病院			総合聴覚センター							
	学校や進学	特別支援教育相談センター																			
	思春期の発達													思春期発達相談室 (発達障害者支援センター)						思春期専門医師相談 (精神保健福祉センター)	
	通いの場 P14-	障害児通所支援	児童発達支援センター																		
		児童発達支援							放課後等デイサービス												
		保育所等											訪問支援								
		障害児 相談支援事業所																			
保育所(園)・認定こども園・幼稚園		保育所(園)・認定こども園				幼稚園															
市立学校園					特別支援学校(幼稚部)				学童保育(放課後児童クラブ)				小学校(通常の学級/特別支援学級)				中学校(通常の学級/特別支援学級)		高等学校		
通級指導教室					きこえとことばの教室 (言語障害・難聴・発達障害)								そだちとこころの教室 (情緒障害・発達障害)								
交流の場 P20-	Jカフェ (拠点事業実施館)							こべっこランド 発達支援事業													
その他	医療費助成 P21- / 経済的支援 P24- / 障害者福祉制度 P26- / 障害者のしごとの相談・支援 P30- / その他の支援事業 P31-																				



1 相談窓口

成長・発達について

1 区役所・支所(保健担当)

子どもの成長、発達や育児、予防接種、その他子どもや保護者自身の心や体の健康などについて、保健師などの専門職員が相談に応じます。

対象(年齢) 0～18歳

区役所・支所の連絡先は、P.32をご確認ください。



2 地域の医療機関

市内には、子どもの発達に関する相談や診療のできる医療機関があります。

対象(年齢) 0～18歳(各医療機関による)



障害について

3 区役所・支所(障害福祉担当)

身体・知的・精神障害、難病について、障害福祉サービス利用の相談に応じます。

対象(年齢) 0～18歳

区役所・支所の連絡先は、P.32をご確認ください。



4 こども家庭センター(児童相談所)

児童の福祉の向上を図るための専門の相談機関です。

相談内容

養護、非行、障害、育成、心身に障害のある児童の専門的な療育や施設入所等

対象(年齢) 0～18歳未満

連絡先は、P.32をご確認ください。相談内容については、P.13をご確認ください。



5 療育センター

障害児の診察・リハビリテーションを行う「診療所」、療育や親子教室等を行う「児童発達支援センター」、子どもの障害に関する相談対応等を行う「相談支援事業所」の機能があります。

対象(年齢)

診療所 ～小学校2年生(知的・発達障害児)、～18歳(肢体不自由児)、未就学年齢(難聴児、総合のみ)

相談支援事業所 0歳～18歳未満 **児童発達支援センター** 未就学年齢(あけぼの学園は高校生年齢)

連絡先は、P.32をご確認ください。療育内容については、P.12をご確認ください。



6 障害者相談支援センター

地域で生活するために必要なサービスの案内や利用方法、日常の悩み、福祉サービスの利用にかかることなどの相談に応じます。

対象(年齢) 0～18歳(18歳以上も継続して支援対象)

連絡先は、P.33をご確認ください。



7 発達障害者相談窓口

発達障害者とその家族、支援している関係機関、雇用している企業などからの日常生活や仕事などに関する様々な相談に応じ、情報提供を行います。要事前予約。

対象(年齢) 神戸市内在住の15歳以上(中学校卒業)

連絡先は、P.34をご確認ください。

8 神戸市立医療センター中央市民病院 総合聴覚センター

子どもの難聴に関する総合的な支援機関・医療機関です。難聴児とその家族、支援者からの相談に応じます。次のような相談を対面・電話・メールにて受け付けています。

相談内容

- ・新生児聴覚スクリーニング検査で精密聴力検査が必要と判定された
- ・子どもの聞こえ(聴覚)に関する心配や不安
- ・人工内耳やロジャーシステム、補聴器の活用
- ・難聴児の医療、療育、教育
- ・難聴児向けの相談窓口、支援機関、公的支援制度

対象(年齢) 新生児～概ね18歳

連絡先は、P.33をご確認ください。

学校や進学について

9 特別支援教育相談センター

5歳児からの就学相談や、特別支援学級や特別支援学校に在籍している児童生徒、通常学級に在籍している児童生徒の入学後の教育相談を行います。

対象(年齢) 5歳～18歳

連絡先は、P.34をご確認ください。

思春期の発達について

10 思春期発達相談室あっとらんど(発達障害者支援センター)

「学校生活が上手くいかない」「コミュニケーションが苦手」「将来のことで悩んでいる」等の悩みに、臨床心理士が面談で相談に応じます。要事前予約。

対象(年齢) 概ね13～18歳の思春期年齢の人とその保護者

相談日 第2・第4火曜、土曜の午後

連絡先は、P.39をご確認ください。

11 思春期専門医師相談(精神保健福祉センター)

思春期をめぐる精神保健の問題について、精神科医が相談をお受けします。要事前予約。

対象(年齢) 概ね18歳までの子どもの家族

連絡先は、P.34をご確認ください。

2 市の専門機関



2

市の専門機関

1 療育センター(総合/東部/西部)



各療育センターには、障害児の診察・リハビリテーションを行う「診療所」、通園による療育や親子教室等を行う「児童発達支援センター」、子どもの障害に関する相談対応や障害児支援利用計画の作成を行う「相談支援事業所」の機能があります。施設と連絡先の一覧は、P.32をご確認ください。

診療所

各療育センターの診療所では、主に小学校低学年までの知的・発達障害児、18歳未満の肢体不自由児及び小学校就学前の難聴児*を対象として、専門の医師による診察、心理士による発達検査、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士によるリハビリテーション及びケースワーカーによる相談を行っています。

※難聴児の診療は総合療育センターのみで行っています。

児童発達支援センター ※P.14-① 障害児通所支援サービスの説明もご覧ください。

<未就学児対象>

- ・まるやま学園(総合療育センター)
- ・ひまわり学園(東部療育センター)
- ・のぼら学園(西部療育センター)

小学校入学前の子どもの対象に、通園による集団生活を通じて、自主的に生活する力や基本的な生活習慣・社会性を身につけられるように支援します。

<高校生年齢対象>

- ・あけぼの学園(総合療育センター)

中学校を卒業した15歳～18歳の知的・発達障害児を対象に、主に作業訓練や生活訓練を通じて将来の自立や社会参加に向けた支援をします。

障害児相談支援事業所

主に療育センター内の児童発達支援センターを利用する子どもの障害児支援利用計画を作成するほか、子どもの障害に関する相談などに応じます。

2 こども家庭センター(児童相談所)

児童福祉法に基づく児童相談所として神戸市が設置する行政機関です。子どもや家庭に関する相談について、児童福祉司、児童心理司、医師などの専門職が対応します。連絡先は、P.32をご確認ください。

相談

電話や来所による相談(養護・非行・障害・育成)に応じ、必要な助言や他機関の紹介を行います。

養護相談	保護者のいない児童、虐待されている児童のほか、環境上養護を要する児童で家庭養育が困難な児童に関する相談
非行相談	盗み、粗暴、家出、薬物乱用等の問題行為又は触法及びそのおそれのある行為のあった児童に関する相談
障害相談	心身に障害のある児童の療育相談、療育手帳の判定、必要な方への心理検査・医学的診断及び施設入所等の福祉措置などの相談
育成相談	児童の性格、適性、しつけ及び不登校や家庭内暴力、性格・行動等の問題を持つ児童に関する相談

一時保護

子どもを養育する人がいない場合などに、一時的に子どもの保護を行います。子どもの心身の状況、置かれている環境などの状況を把握し、養護の必要とする子どもや非行の子ども、虐待を受けた子ども等の最善の利益を守るために行われます。

一時保護期間中に、児童の精神的な安定を図るとともに、家庭環境等の社会調査や家族関係の調整等を行い、子どもと保護者の意向を踏まえながら援助を実施しています。

里親制度

里親制度は、児童相談所が要保護児童(保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童)の養育を委託する制度です。里親制度の広報啓発等による里親の新規開拓から、里親としての登録、児童と里親のマッチング、里親に対する訪問支援等による自立支援まで、里親に関する一貫した支援を行っています。

3 通いの場

障害児通所支援

1 障害児通所支援サービス

「児童発達支援」「放課後等デイサービス」「保育所等訪問支援」があります。これらのサービスを利用するには、児童福祉法に基づく障害児通所支援の給付申請を行い、支給決定・受給者証の発行を受けた上で、神戸市の指定を受けた事業所と利用契約を結びます。

対象(年齢) 0～6歳(主に未就学児)

担当窓口は、下記のサービスごとにご確認の上、P.32をご確認ください。

児童発達支援

集団療育および個別療育を行う必要があると認められる主に未就学の障害児に対し、日常生活の基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

対象(年齢) 0～18歳

担当窓口：居住地の区役所保健福祉部、北神区役所保健福祉課、須磨区北須磨支所保健福祉課

児童発達支援センターについて

児童発達支援サービスを提供する事業所のうち、通所支援の利用者以外にも、地域の障害児やその家族の相談支援、障害児を預かる施設への援助・助言などを行うものを「児童発達支援センター」といいます。児童発達支援センターの一覧は、P.34をご確認ください。

※神戸市が設置する児童発達支援センター(まるやま学園・ひまわり学園・のぼら学園・あけぼの学園)の利用のご相談は、療育センター(P.32)が窓口です。

放課後等デイサービス

学校教育法に規定する学校(幼稚園、大学を除く)に就学している障害児に対し、放課後や夏休み等の長期休業中に生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。

対象(年齢) 6～18歳(就学児)

担当窓口：居住地の区役所保健福祉部、北神区役所保健福祉課、須磨区北須磨支所保健福祉課

保育所等訪問支援

保育所等を利用中の障害児が、保育所等での集団生活に適応するための専門的な支援を必要とする場合に、訪問支援を実施します。訪問先は、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校等です。

対象(年齢) 0～概ね15歳 ※在籍する学校・園所等で利用要件があるため、ご利用についてはお住まいの区の区役所にご相談ください。

担当窓口：居住地の区役所保健福祉部、北神区役所保健福祉課、須磨区北須磨支所保健福祉課

障害児通所支援事業所ガイド

市ホームページには各地域の児童発達支援や放課後等デイサービスなどの通所支援をおこなっている事業所のサービス内容が分かるガイドブックを掲載しています。



2 障害児相談支援事業所

児童福祉法に基づく「障害児支援利用援助」および「継続障害児支援利用援助」を行う事業所です。障害児通所支援サービスの給付申請時に必要な「障害児支援利用計画案」、給付決定後に必要な「障害児支援利用計画」を作成するとともに、関係者との連絡調整を行います。

対象(年齢) 0～18歳

連絡先は、二次元バーコードのリンク(障害福祉サービス等事業者・障害者福祉施設等一覧)からご確認ください。

[障害児利用援助]

- 障害児通所支援の申請に係る給付決定の前に障害児支援利用計画案を作成
- 通所給付決定後、事業者等と連絡調整等を行うとともに障害児支援利用計画を作成

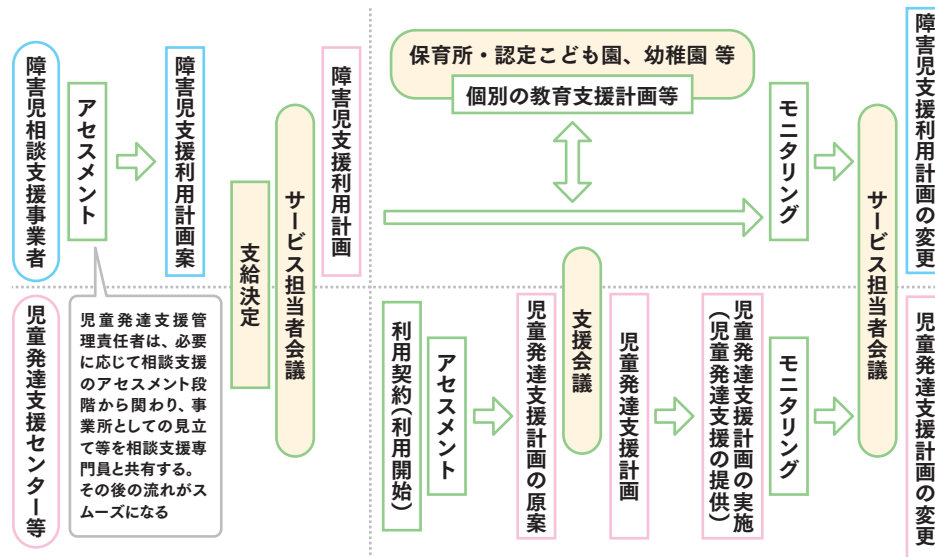
障害児相談支援

[継続障害児支援利用援助]

- 障害児通所支援の利用状況等の検証(モニタリング)
- サービス事業者等との連絡調整
- 新たなサービスが必要な場合の申請の勧奨

支援提供の流れ：障害児相談支援事業者と児童発達支援センター等の関係

※標準的な支援の流れを示したものであり、個別の状況に応じて異なる場合もあります。



障害児通所支援事業所等の情報については、以下からもご覧いただけます。

独立行政法人福祉医療機構 WAM-NET 障害福祉サービス等情報検索
<https://www.wam.go.jp/sfkohtyout/COP000100E0000.do>



3 通いの場

保育所(園)・認定こども園・私立幼稚園

3 すこやか保育(障害児保育)

保育所(園)や認定こども園等において「すこやか保育(障害児保育)」を実施します。発達の気になる子どもや心身に障害等がある子どもに、状況に応じてサポートを行いながら集団による教育・保育を提供し、成長・発達を支援します。

対象者

発達の気になる子どもや心身に障害等のある子どもで、サポートを行うことにより、集団による教育・保育が可能な子ども

(子どものための教育・保育給付にかかる支給認定を受けた子どもに限ります。ただし、幼稚園・学校法人立の認定こども園に通園(予定を含む)する1号認定の子どもは除きます。)

申請方法

お住まいの区の区役所保健福祉課へお問い合わせ・ご相談ください。

区役所・支所の連絡先は、P.32をご確認ください。

4 医療的ケアが必要な子どもの保育所等利用支援



< 保育を必要とする子ども(2・3号)への支援 >

一部の教育・保育施設等において、医師の指示・指導の下、看護師等が日常生活に必要な医療的ケアを実施します。子どもが保育を必要とする状況で、医療的ケアが必要な場合、通常の保育所等への入所手続きに加え、「医療的ケアに関する主治医の意見書」等と利用手続きが必要です。

※子どもの健康状態や施設側の受け入れ体制等から安全に受け入れることができないと判断される場合、希望の施設への入所ができないことや、入所日が延期されることがありますので、あらかじめご了承ください。

対象者

神戸市にお住まいの方で、医師により医療的ケアが必要な、集団生活が可能と判断された子ども

教育・保育施設等で行う医療的ケア

- ・経管栄養(鼻腔に留置されている管からの栄養、胃ろう、腸ろう)
- ・吸引(口腔・鼻腔内吸引、気管切開部からの吸引・衛生管理)
- ・酸素療法(鼻カニュラ、酸素マスク) ・導尿 ・その他、施設で対応可能な医療的ケア

受け入れ可能施設

二次元コードのリンク先でご確認ください。

申請方法

保育申込に必要な書類に加えて、「医療的ケアに関する主治医の意見書」および「医療的ケア依頼書」を、受け入れ可能施設の所在する区役所の保健福祉課こども福祉担当に提出してください。その後面談を受けていただきます。

< 私立幼稚園及び認定こども園(1号)を利用する子どもへの支援 >

私立幼稚園及び認定こども園(1号)において、医療的ケアを必要とする集団生活が可能なお子をお子を対象に、ケアの内容に応じて、最大週10時間まで訪問看護ステーションからの看護師を派遣します。



対象者

神戸市にお住まいの方で、医師により医療的ケアが必要な、集団生活が可能と判断された子ども

教育・保育施設等で行う医療的ケア

- ・経管栄養(鼻腔に留置されている管からの栄養、胃ろう、腸ろう)
- ・吸引(口腔・鼻腔内吸引、気管切開部からの吸引・衛生管理)
- ・酸素療法(鼻カニュラ、酸素マスク) ・導尿 ・その他、施設で対応可能な医療的ケア

受け入れ可能施設

保護者の方は、園の見学や説明会に参加する等して、希望する園を検討し、利用申し込みの相談をしてください。

申請方法

受け入れが可能となった場合、私立幼稚園及び認定こども園(1号)の申込に必要な通常の手続きに加え、障害の種類や程度、医療的ケアの内容を、関係機関と共有していくための手続きが必要です。内容を確認しあいながら手続きを進めるため、園への申込の際に「医療的ケアに関する主治医の意見書」等の書類が必要です。

※神戸市立幼稚園での支援については、P.19 ⑨ 医療的ケア児への支援(市立小中学校・幼稚園・高等学校)をご確認ください。

次の各利用手続き等については、市ホームページをご覧ください。



◀ 保育所(園)・認定こども園・幼稚園



◀ 学童保育(放課後児童クラブ)

3 通いの場

市立学校園・通級指導

5 特別支援学校

市内には障害のある児童生徒のための特別支援学校があります。学校と連絡先の一覧は、P.35をご確認ください。



6 特別支援学級

● 知的障害学級、自閉症・情緒障害学級、肢体不自由学級、病弱・身体虚弱学級

市立小・中学校に、児童生徒の障害等の状況に応じて、知的障害、自閉症・情緒障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱の学級を設置しています。

● 難聴学級

聴覚に障害のある児童生徒のために、小・中学校各1校に難聴学級を設置しています。設置校は、神戸祇園小学校、湊翔楠中学校です。学校と連絡先の一覧は、P.36をご確認ください。

● 病弱・身体虚弱学級(院内学級)

入院治療中で主治医の許可のある児童生徒のために、院内学級を設置しています。設置校は、神戸祇園小学校なのはな学級、湊翔楠中学校ひまわり学級(神戸大学医学部附属病院内)です。学級と連絡先の一覧は、P.36をご確認ください。

7 通級指導教室

小・中学校の通常の学級と、幼稚園等に在籍・在園する障害のある子どもたちに対して、通級による指導を行います。

施設と連絡先の一覧は、P.36の一覧をご確認ください。

● そだちとこころの教室(情緒障害・発達障害)

色々な要因で、集団生活にとけこめない子どもの情緒の安定を図り、集団生活に進んで参加しようとする意欲と力を育みます。

● きこえとことばの教室(言語障害・難聴・発達障害)

ことば、きこえ、友達とのかかわり方などに心配のある子どもや保護者の相談を受けて支援方法を考えます。

8 特別支援教育就学援助



学用品費、修学旅行費、給食費などの一部を援助します。

※市立小学校は義務教育学校前期課程を、市立中学校は義務教育学校後期課程を含みます。

対象者 以下のすべてにあてはまる方

- (1)神戸市内に住所がある
- (2)小・中学校の特別支援学級に在籍している、または通常の学級に在籍し、学校教育法施行令第22条の3に定める障害の程度に該当する
- (3)昨年の世帯の総所得金額が所得基準以下である
 - ※所得基準額を上回った場合でも、「通学費」、「職場実習交通費」、「交流学習交通費」については、援助を受けられます。(ただし、実費の1/2)
 - ※「神戸市就学援助」や「生活保護」を受けている場合は、「(自家用車を利用した)通学費」、「職場実習交通費」、「交流学習交通費」のみが支給対象です。
 - ※総所得金額の基準額など、詳しくは神戸市サイトをご確認ください。

● 通常の学級に在籍している児童生徒の保護者が申請される場合

お子さんが以下のいずれかに該当していることが必要です。

- (1)身体障害者手帳、療育手帳のいずれかを所持し、かつ下表の「具体的な児童生徒の状態」程度の障害がある
- (2)医師の診断結果が、下表の「具体的な児童生徒の状態」程度の障害である

具体的な児童生徒の状態

視覚障害	両目の矯正視力が0.3未満、または視野が極端に狭いなどの理由により、拡大鏡などの器具などを利用して、教科書などの文字や図形を認識することができないか非常に難しい。
聴覚障害	両耳の聴力が60デシベル(通常の会話程度)より大きな音でなければ聞こえない程度で、補聴器や人工内耳などを用いても、通常の会話の聞き取りができないか非常に難しい。
知的障害	知的な発達に遅れがあり、一般的な会話の内容を理解することや自分の意思を伝えることが困難であり、日常生活において頻繁に援助が必要である。または、知的発達の遅れは上記ほどではないが、日常生活や対人関係など、社会生活を送るために必要な力が著しく乏しい。
肢体不自由	補装具などを使用しても、歩行や食事、衣服の着脱など日常生活動作がまったくできないか、非常に難しい。また、肢体不自由の程度は上記ほどではないが、医師の判断などによって、起床から就寝に至るまで日常の動作に医学的な観察や指導・訓練が必要である。
病弱者	慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療または生活規制を必要とする。または、身体虚弱の状態が継続して生活規則を必要とする。

※学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)、広汎性発達障害、自閉症スペクトラム障害の診断のみでは対象となりません。療育手帳の所持、または知的障害があることの診断が必要です。

※療育手帳がない場合、「診断書」または「心理検査結果報告書」などにより全領域の発達指数(DQ)(または知能指数(IQ))の確認をする必要があります。申請時には、必ず「診断書」または「心理検査結果報告書」などのコピーを申請書などとあわせて提出してください。

担当窓口:教育委員会事務局特別支援教育課 ※連絡先は、P.36をご確認ください。

9 医療的ケア児への支援(市立小中学校・幼稚園・高等学校)

神戸市立の小中学校・幼稚園・高等学校において、医療的ケアを必要とする児童生徒を対象に、看護師による医療的ケア支援を行います。ケアの内容に応じて、最大週15時間まで訪問看護ステーションと特別支援学校から看護師を派遣します。※特別支援学校には看護師を配置

医療ケアの内容 導尿、吸引、経管栄養、人工呼吸器の管理等

担当窓口:教育委員会事務局特別支援教育課 ※連絡先は、P.36をご確認ください。

4 交流の場

1 Jカフェ(Jidoukan-cafe／拠点事業実施館)



発達のゆっくりな子ども（乳幼児）とその保護者のための居場所「Jカフェ」を実施しています。スタッフの見守りの中、子どもを遊ばせながら育児の不安や悩みを共有し、ほっと交流できる場です。

※拠点事業実施館では、乳幼児親子対象のプログラム、専門性の高い子育て講座を開催しています。施設と連絡先の一覧は、P.37をご確認ください。

2 こべっこランド発達支援事業



発達がゆっくりな子どもやそのご家族への支援、子育て中の親、また保育や療育の現場で活躍する方を講座や専門研修などを通してサポートしています。

連絡先は、P.37をご確認ください。

発達がゆっくりな子どもやそのご家族向け

YOYOクラブ	極低出生体重児（出生体重1500g未満の修正月齢3カ月児～概ね2歳半児）と家族のための子育て教室です。
乳幼児親子教室	0歳～4歳のダウン症児と保護者のための教室です。子どもの発達を促進し、保護者の不安の軽減や仲間づくりの支援を行います。
親と子のふれあい講座	楽しい子育てを支援します。「赤ちゃん講座」や「1歳半講座」など複数の講座があります。
感覚運動指導教室	発達がゆっくりな子ども（3歳～10歳前後）に感覚運動指導による発達支援と、保護者への相談・助言を行う教室です。
学齢期・思春期子育て講座	保護者と子ども（概ね5歳～15歳）との良好な関係作りをサポートします。「就学前」「学齢期」「思春期」の講座があります。
臨床心理士による休日子育て相談	臨床心理士が保護者からの相談に応じ、子育ての不安やストレスの軽減を手伝います。
発達障がい児家族支援講座	幼稚園・保育所（園）・認定こども園に在籍で、療育手帳所持または診断がある年中・年長児の保護者が、子どもの特性を理解し、適切な支援方法を学ぶ講座です。
家庭療育講座	発達がゆっくりな子どもの保護者・祖父母が講座を通して子どもの発達に関する理解を深める講座です。
居場所づくり事業	発達がゆっくりな子ども（～中学生）とそのきょうだい、保護者のための居場所です。当事者同士の交流やピアサポートの場になっています。
小学生向けプログラム	発達がゆっくりな子どもを対象としたスポーツや音楽、料理等のプログラムを行います。

発達がゆっくりな子どもの支援者向け

発達障がいセミナー	発達障がい児にかかわる専門職員やボランティアなどの支援者を対象として研修を行います。
障がい児保育ゼミ	発達がゆっくりな子どもを保育する職員が発達に関する理解を深め、適切な支援方法を学びます。
放課後児童クラブ等への巡回支援	学童保育（放課後児童クラブ）などに従事する、発達がゆっくりな子どもを保育している職員に対し、臨床心理士が理解促進の支援を行います。

5 医療費助成

1 自立支援医療（育成医療・精神通院医療）



● 育成医療

対象となる児童の医療費の自己負担分の一部を神戸市が助成します。

● 対象者

18歳未満の肢体不自由、視覚・聴覚・平衡・音声、言語・そしゃく、免疫機能の障害および手術が必要な内臓障害（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、肝臓、直腸および小腸機能障害を除いては、先天性のものに限る）があり、確実な治療効果が期待できる児童

● 支給内容

医療を指定医療機関、指定薬局、指定訪問看護ステーションで受ける場合に、医療費（薬剤・訪問看護含む）の自己負担分の一部を神戸市が助成します。

詳しくは、神戸市サイトをご確認ください。

申請窓口：お住まいの区の区役所・北須磨支所保健福祉課、玉津支所
連絡先は、P.32をご確認ください。

● 精神通院医療

精神障害（てんかんを含む）の方の通院にかかる医療費の自己負担分を軽減します。

● 支給内容

原則は医療費の自己負担額を1割に軽減しますが、神戸市では、世帯の所得に応じて、さらに自己負担額を軽減します。

● 申請方法

お住まいの区の区役所・北須磨支所保健福祉課、玉津支所（申請受付のみ）で本人または保護者（受診者が18歳未満の場合）の申請により手続きできます。手続きには印鑑と必要な書類があります。

詳しくは、神戸市サイトをご確認ください。

区役所・支所の連絡先は、P.32をご確認ください。

2 小児慢性特定疾病医療費助成



小児慢性特定疾病に患している児童などについて、医療費の自己負担分の一部を助成します。審査で承認された場合に、入院・通院などにかかる医療費の一部または全額を公費助成します。

● 対象者

神戸市に居住し、小児慢性特定疾病の対象疾病に患している18歳未満（18歳になる時点で給付を受けている場合は、20歳未満）の児童。

対象疾病については、神戸市サイトをご確認ください。

● 支給内容

医療費（医療保険各法の適用範囲内）、訪問看護療養費から、月額自己負担限度額を差し引いた残額を神戸市が負担します。また、入院時の食費については、自己負担額（標準負担額）の2分の1を神戸市が負担します。

● 申請方法

お住まいの区の区役所・支所保健福祉課で受け付けています。申請は原則として、患者（児童）の保護者が行ってください。

詳しくは、神戸市サイトをご確認ください。

区役所・支所の連絡先は、P.32をご確認ください。

3 未熟児養育医療給付



未熟児は疾病にかかりやすく、経済的な負担、精神的・肉体的な負担が家庭に重くかかるため、入院中の医療費を公費で負担します。

対象者

次のすべてにあてはまる子ども

- (1)神戸市内に住所を有すること
- (2)早産などにより出生体重が2,000g以下または生活力が特に弱く、医師が未熟児として指定医療機関での入院養育が必要であると認めた方

※審査の結果、承認されない場合もありますので、ご了承ください。

支給内容

入院費用のうち保険診療にかかる自己負担額および入院時食事療養費を、出生から最長で満1歳の誕生日の前々日まで負担します。

※退院後の通院や再入院にかかる医療費は対象外です（指定医療機関への転院を除く）。また、おむつ代など保険対象外の実費も対象外です。

申請方法

お住まいの区の区役所・支所保健福祉課へ、生後1か月以内に申請してください。

連絡先は、P.32をご確認ください。

4 特定医療費(指定難病)助成



厚生労働省が指定する疾病にかかっている方に対し、神戸市が実施主体となり、医療費を全額もしくは一部を負担します。

対象者

次のすべてにあてはまる方

- (1)指定難病と診断され、各疾病の診断基準を満たしている方
- (2)重症度基準を満たしている方、あるいは軽症高額にあてはまる方
- (3)神戸市内に住民票のある方
- (4)公的医療保険に加入している方、もしくは生活保護を受給されている方

※軽症高額とは、指定難病の患者で症状の程度が支給認定の要件である重症度を満たさないものの、月ごとの医療費総額(10割)が33,330円(診療報酬3,333円)を超える月が申請を行う前の月以前の1年以内に3か月以上ある場合について、支給認定される制度です。

支給内容

指定難病および指定難病に付随しておこる傷病に対しての医療費のうち、保険適用部分のみが対象になります。

申請方法

お住まいの区の区役所保健福祉課に申請してください。

連絡先は、P.32をご確認ください。

小児慢性特定疾病からの移行について

小児慢性特定疾病医療費助成制度の対象疾病のうち、一部の疾病は指定難病であり特定医療費(指定難病)助成制度の対象となる可能性があります。20歳を超える前に、事前に主治医にご相談ください。

5 重度障害者医療費助成



重度障害をお持ちの方が、健康保険証を使って医療機関を受診した際に支払う自己負担額(保険診療)よりも、さらに低額な負担で医療機関を受診できるように、医療費の全部または一部を負担します。

対象者

次のすべてにあてはまる方

- (1)神戸市内にお住まいの方
- (2)いずれかの健康保険に加入している方
- (3)下記のいずれかの障害のある方

- ・身体障害者手帳1級または2級
- ・身体障害者手帳3級(内部障害のみの等級)(※1)
- ・療育手帳A判定(重度の知的障害)
- ・身体障害者手帳3級と療育手帳B1判定(中度の知的障害)との重複障害
- ・精神障害者保健福祉手帳1級(※2)

※1「内部障害」とは

心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫、肝臓機能障害をいいます。

※2 精神障害者保健福祉手帳1級の要件による資格の場合、助成対象となる医療は一般診療のみ(精神疾患にかかる医療は全て対象外)。

(4)所得要件を満たす方

(5)生活保護、こども医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成を受けていない方

支給内容

医療機関の外来受診時や入院時の自己負担額(保険診療)の一部または全部を負担します。

詳しくは、お住まいの区の区役所保険年金医療課(北神区役所・北須磨支所は市民課)にご相談ください。区役所・支所の連絡先は、P.32をご確認ください。

6 経済的支援

1 特別児童扶養手当

精神または身体に障害のある20歳未満の子どもを養育している方に、子どもの福祉の増進を図ることを目的として支給します。支給には所得制限と支給要件があります。



支給内容

年3回、4月、8月、11月に、対象児童の数と等級に応じて、4か月分をまとめて支給します。

- ・1級(重度障害):月額5万3700円
- ・2級(中度障害):月額3万5760円

※上記は令和5年4月からの手当額です。

申請方法

お住まいの区の区役所保健福祉課・北神区役所保健福祉課・須磨区北須磨支所保健福祉課に、必要書類を添えて請求手続きを行ってください。
区役所・支所の連絡先は、P.32をご確認ください。

障害の認定

指定の特別児童扶養手当認定診断書で行うことを原則とします(指定の診断書は、お住まいの区役所の窓口に備えてあります)。なお、一部、診断書を省略し、障害者手帳又は療育手帳の写しで判定できる場合もありますので、お住まいの区役所の窓口でおたずねください。



2 障害児福祉手当

精神または身体に重度の障害があり、日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の子どもに対して、福祉の向上を図ることを目的として支給します。支給には所得制限と支給要件があります。

支給内容

年4回、2月、5月、8月、11月に前月までの3か月分をまとめて支給します。

月額1万5220円

※上記は令和5年4月からの手当額です。

申請方法

お住まいの区の区役所保健福祉課、北神区役所保健福祉課、須磨区北須磨支所保健福祉課にご相談ください。

区役所・支所の連絡先は、P.32をご確認ください。

3 重度心身障害者介護手当

心身に重度の障害があり、日常生活において常時介護を必要とする重度心身障害者(児)を介護されている方の負担を軽くし、また障害者(児)の福祉向上のために重度心身障害者介護手当を支給します。支給には所得制限と支給要件があります。

支給内容

年4回、2月、5月、8月、11月に前々月までの3か月分をまとめて支給します。

月額1万円

申請方法

手当を受けるには、お住まいの区の区役所保健福祉課・北神区役所福祉課・須磨区北須磨支所保健福祉課にご相談ください。

区役所・支所の連絡先は、P.32をご確認ください。



ヘルプマーク・ヘルプカード

※詳しくは二次元バーコードのリンク先でご確認ください。



● ヘルプマークとは

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方が周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるよう、作成したマークです。

● ヘルプカードとは

緊急連絡先や必要な支援内容などが記載された「ヘルプカード」は、障害のある方などが災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲に自己の障害への理解や支援を求めるためのものです。



7 障害福祉制度

1 障害者手帳

● 身体障害者手帳

対象 身体障害者(児)

内容 身体障害者福祉法、児童福祉法などに基づく制度によって援護を受けようとする場合に必要です。障害の程度により1級から6級までの区分があり、その等級によって利用できる制度が異なる場合があります。

担当窓口: お住まいの区の区役所・北須磨支所保健福祉課、玉津支所

● 療育手帳

対象 知的障害者(児)

内容 指導・相談および各種の援護措置を受けやすくするために交付します。障害の程度によりA(重度)・B1(中度)・B2(軽度)の区分があり、等級により利用できる制度が異なる場合があります。

担当窓口: お住まいの区の区役所・北須磨支所保健福祉課、玉津支所(18歳未満のみ)

連絡先は、P.32をご確認ください。

● 精神障害者保健福祉手帳

対象 精神障害者

内容 精神障害者の方の自立と社会参加の促進を図るために交付します。障害の程度により1級から3級までの区分があり、等級により利用できる制度が異なる場合があります。

担当窓口: お住まいの区の区役所・北須磨支所保健福祉課、玉津支所(申請受付のみ)

連絡先は、P.32をご確認ください。

2 障害福祉サービス

障害福祉サービスは、個々の障害のある方の障害程度や勘案すべき事項(社会活動や介護者、居住等の状況)をふまえて支給決定が行われます。

担当窓口: お住まいの区の区役所・北須磨支所保健福祉課または障害者相談支援センター

連絡先は、P.32の区役所・支所またはP.33の障害者相談支援センターをご確認ください。

● 居宅介護(ホームヘルプ)

調理・掃除・買物等の家事援助、食事介助・排泄介助・身体の清拭等の身体介護、通院等介助

● 行動援護

行動上著しい困難を有する知的障害者(児)や精神障害者に行う外出支援

● 短期入所事業(ショートステイ)

居宅において介護する人が、病気その他の理由により一時的に介護できない場合に障害者支援施設等で行う短期の入所



3 地域生活支援事業

● 意思疎通支援事業

聴覚・言語等障害者が、公的機関や医療機関等へ行く場合に手話通訳者や要約筆記者を派遣したり、区役所に手話通訳者を配置したりして、意思の疎通を図ります。対象となるのは、市内在住の聴覚・言語障害者です。

連絡先は、P.37をご確認ください。

● 相談支援事業(障害者相談支援センター)

障害者・障害児とその家族および介護者などからの相談に応じ、情報の提供や助言等必要な支援を行います。

障害者相談支援センターは、P.10をご確認ください。

● 日常生活用具費支給事業

障害者(児)の日常生活を便利に、または容易にするために必要な用具の購入費の一部を支給します。

詳しくは、P.28-④をご確認ください。

● 地域活動支援センター

障害者が通う施設として、創作的活動、生産活動の機会を提供し、社会との交流、自立および社会参加を支援するために必要な援助を行います。

● 在宅障害者福祉センター

障害者やその家族のための生活・福祉などに関する相談や福祉情報の提供、機能訓練、入浴サービス、障害福祉サービスなどを実施しています。

連絡先は、P.37をご確認ください。

● 移動支援(ガイドヘルプ)

小学生以上の屋外での移動が困難な障害者に、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活および社会参加を促します。

● 日中一時支援(日帰りショート)

障害児・障害者を対象に、障害者支援施設、その他の施設において介護を行う者が疾病や冠婚葬祭等により一時的に居宅での介護が困難になった場合に、日中における活動の場を提供します。

● 重度障害児(者)入院時コミュニケーション支援事業

学齢児以上の重度障害児(者)で、発語がわかりにくいなどのため、医療機関において入院時の医師や看護師との意思疎通が十分に図れない場合、本人の希望があれば障害福祉サービスでご利用中のヘルパー(居宅介護従事者)等をコミュニケーション支援員として派遣し、円滑な診療行為などが行えるよう支援します。ただし、院内にて重度訪問介護の利用が可能な方は、対象外です。

移動支援(ガイドヘルプ)・日中一時支援(日帰りショート)・重度障害児(者)入院時コミュニケーション支援事業については、お住まいの区の区役所・北須磨支所保健福祉課へご相談ください。

区役所・支所の連絡先は、P.32をご確認ください。



4 補装具・日常生活用具



● 補装具費の支給

損なわれた身体機能を補うための用具（補装具）の購入または修理に要する費用の一部を支給します。支給には所得制限があります。

対象者 身体の障害により補装具を必要としている者等

対象項目 障害種別の補装具の種目は、神戸市サイトをご確認ください。

● 日常生活用具費の支給

障害者（児）の日常生活を便利に、また容易にするために必要な用具を購入する費用の一部を支給します。支給には所得制限があります。

対象項目 障害種別の日常生活用具の種類や詳細は、神戸市サイトをご確認ください。

お住まいの区の区役所・北須磨支所保健福祉課（補装具）、区役所・北須磨支所保健福祉課、玉津支所（日常生活用具）へご相談ください。

区役所・支所の連絡先は、P.32をご確認ください。

5 交通機関の利用支援

対象の方は、福祉乗車証またはタクシー利用助成もしくは自動車燃料費助成の中から、ご自身の社会参加の方法に応じて一つ選択していただけます。

お住まいの区の区役所・北須磨支所保健福祉課・玉津支所へご相談ください。

区役所・支所の連絡先は、P.32をご確認ください。

● 福祉乗車制度(福祉パス)

障害のある方へ社会参加の促進及び移動支援のため、対象の交通機関を無料でご利用できる福祉乗車証(福祉パス)をお渡ししています。

対象交通機関や交付資格など、詳しくは神戸市サイトをご確認ください。



● タクシー利用助成

重度心身障害者の方の社会参加の促進のため、タクシー乗車料金の一部を助成します。

対象者や利用券の交付枚数など、詳しくは神戸市サイトをご確認ください。



● 自動車燃料費助成

重度心身障害者の方の社会参加の促進のため、自動車燃料費の一部を助成します。

なお、本人による利用のほか、その家族の送迎による場合も対象となります。

対象者や助成金額など、詳しくは神戸市サイトをご確認ください。



● リフト付バスの利用

リフト付バス(マイクロバス)が利用できます。

対象者や利用定員など、詳しくは神戸市サイトをご確認ください。

連絡先は、P.38をご確認ください。



6 心身障害者扶養共済制度



障害のある方を扶養している保護者が、毎月一定額の掛金を納めることにより、保護者がお亡くなりになられたとき、または重度障害状態に該当されたと認められる月の分から、障害のある方に終身にわたり一定額の年金をお支払いする任意の共済制度です。

※掛け金について、生活保護を受給している方、市民税が非課税の方などは掛金の減免対象となる場合があります（1口目のみ対象です）。

対象者や毎月の掛金など、詳しくは神戸市サイトをご確認ください。

お住まいの区の区役所保健福祉課、北神区役所保健福祉課、須磨区北須磨支所保健福祉課へご相談ください。

区役所・支所の連絡先は、P.32をご確認ください。

7 障害児入所施設



障害のため在宅での生活が困難な児童の入所施設です。入所のご相談は、各施設またはこども家庭センターで行います。

施設と連絡先の一覧は、P.38をご確認ください。

障害を理由とする差別に関する相談窓口



障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）が、平成28年4月1日に施行されました。

神戸市では、不当な差別的取扱いを受けた、合理的配慮の提供をしてもらえなかったなど、障害を理由とする差別に関する相談を受け付けています。

電話 078-322-0310（平日8時45分～12時、13時～17時30分）

FAX 078-322-6044

メール syogai_sabetsu@office.city.kobe.lg.jp

窓口相談 事前予約制（平日8時45分～12時、13時～17時30分）

8 障害者のしごとの相談・支援

1 しごとサポート

労働・福祉・保健・教育・医療などの関係機関と連携し、就職を希望する障害のある方や在職中の障害のある方に対して、就労に関する様々な支援を行います。



主な業務内容

- ・就労および就労に関する生活面での相談・助言・情報提供
- ・就労に向けた基礎訓練、職場実習の調整、企業開拓
- ・就労後の職場定着支援
- ・関係各機関とのネットワークの構築と連携

利用方法

電話またはFAX、Eメールでご相談ください。

窓口開設時間

月曜日～金曜日 9時～17時30分(受付時間 9時～17時)

※土・日曜、祝日、年末年始は休み

※しごとサポート中部のみ第3土曜日を開所(来所相談は事前予約制)

相談内容

- ・仕事を探しているけど、働いたことがないのでどうしたらいいかわからない。
- ・就労訓練を受けたい。
- ・どんな仕事ができるか、一緒に考えてほしい。
- ・今、勤めている企業に、障害を理解してほしい。
- ・転職を考えている。

子どもや障害者を虐待から守るために…

子どもや障害者が虐待されているのでは?と思われる場合は、迷わず以下の窓口にご連絡ください。

- 子ども(18歳未満)の虐待についての相談・通報窓口

神戸市子ども家庭センター(神戸市児童相談所)

(平日) 8:45～17:30 **電話** (078)599-7300

(夜間・休日) **電話** 189(児童相談所虐待対応ダイヤル)



- 障害児通所支援事業所等における虐待についての相談・通報窓口

神戸市障害者虐待防止センター

電話 (078)731-0101



相談や通報・届出をした人の情報は守られます。

※現に暴行があるなど緊急に保護が必要な場合は110番で警察署、重篤な傷病がある場合は119番で消防署へ通報してください。

9 その他の支援事業

1 重度障害児者医療福祉コーディネーター事業

重症心身障害児者や医療的ケアを必要とする重度障害児者を対象に保健、医療、福祉分野に係る情報の共有や、連絡調整に必要となる情報登録書の作成などを「社会福祉法人芳友 神戸医療福祉センター にこにこハウス」で行います。連絡先は、P.39をご確認ください。



2 医療的ケア児等コーディネーター

医療的ケア児等とその家族からの相談に対応し、保健、医療、福祉、子育て、教育等各分野と連携し、関係機関へつなぎます。



3 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

小児慢性特定疾病児童等とその家族からの相談に応じ、学習、通院・通学支援、就労支援など必要な情報の提供および助言、自立に向けた支援を「公益財団法人チャイルド・ケモ・サポート基金」で行います。連絡先は、P.39をご確認ください。



4 こうべ市歯科センター

障害のある児童など一般の診療所では治療困難な方の歯科治療を実施しています。(要予約) 連絡先は、P.39をご確認ください。



5 発達障害者支援センター

発達障害のある方などに直接関わる機関に対して、連携による仕組みづくりや、研修による人材育成など、支援機関を支援する活動を行うとともに、発達障害に関する研修や講演会等の啓発活動を行っています。連絡先は、P.39をご確認ください。



「サポートブックこうべ」を活用しませんか

子どもの成長を記録し、家族以外の方に預けたり、保育などをしてもらうときに、家庭での子どもの様子を伝えるコミュニケーションツールとして活用できます。



神戸市HPからダウンロードできます

6 ボランティアセンター

ボランティアセンターでは、ボランティアを求める方と、ボランティア活動をしたい方をつなげるお手伝いをします。連絡先は、P.39をご確認ください。



連絡先一覧

1 相談窓口

(令和6年3月時点)

名称	TEL	FAX※1	所在地	注意事項	
区役所・支所 P.10 - ① ほか(★)					
東灘区役所	841-4131(代表)	851-9333	東灘区住吉東町5-2-1	★関連項目・ページ P14-①、P16-③・④、 P21-①・②、P22-③・④、 P23-⑤、P24-①・②、 P25-③、P26-①・②、 P27-③、P28-④・⑤、 P29-⑥ ※1 FAX番号は、障害福祉担当の番号です。 ※2 北須磨支所保健福祉課の番号(※3を除く)です。 ※3 北須磨子ども家庭支援室(子育てに関する相談窓口)の番号です。	
灘区役所	843-7001(代表)	843-7018	灘区桜口町4-2-1		
中央区役所	335-7511(代表)	355-7919	中央区東町115番地		
兵庫区役所	511-2111(代表)	511-7006	兵庫区荒田町1-21-1		
北区役所	593-1111(代表)	594-8626	北区鈴蘭台北町1-9-1(鈴蘭台駅前再開発ビル)		
北神 区 役 所	保健福祉課	984-2334	北区藤原台中町1-2-1(北神中央ビル)		
	子ども家庭支援担当	981-9056			
	市民課	981-5420			
長田区役所	579-2311(代表)	579-2343	長田区北町3-4-3		
須磨区役所	731-4341(代表)	735-8159	須磨区大黒町4-1-1		
支 所 北 須 磨	市民課	793-1212	795-4536	須磨区中落合2-2-5(名谷センタービル)	
	保健福祉課	※2	793-1313		
		※3	793-8080		
垂水区役所	708-5151(代表)	709-6006	垂水区日向1-5-1(レバンテ垂水2番館内)		
西区役所	940-9501(代表)	990-2521	西区糀台5-4-1		
玉津支所保健福祉担当	965-6400(代表)	926-1300	西区玉津町小山180-3		
子ども家庭センター P.10 - ④、P.13 - ②					
神戸市子ども家庭センター(児童相談所)	599-7300	977-8085	兵庫区上庄通1-1-27	児童(18歳未満)の福祉のための専門の相談機関です。	
療育センター P.10 - ⑤、P.12 - ①					
神戸市総合療育センター 対象区域:中央区・兵庫区・北区・長田区・須磨区 (※)					
診療所	646-5291	646-5289	長田区丸山町2-3-50	障害児の診察・リハビリテーションを行う「診療所」、通園による療育や親子教室等を行う「児童発達支援センター」、子どもの障害に関する相談や障害児支援利用計画の作成を行う「相談支援事業所」の機能があります。 ※まるやま学園難聴児クラス・あけぼの学園は、神戸市内全域が対象です。	
まるやま 学園	知的・発達障害児クラス				646-5293
	肢体不自由児クラス				646-5294
	難聴児クラス				646-5297
あけぼの学園	646-5295				
相談支援事業所	646-5291				
神戸市東部療育センター 対象区域:東灘区・灘区					
診療所	451-7550	451-7556	東灘区本山南町8-3-4		
ひまわり学園	451-7551				
相談支援事業所	451-7552				
神戸市西部療育センター 対象区域:垂水区・西区					
診療所	708-0572	708-0576	垂水区高丸8-11-14		
のぼら学園	708-0575				
相談支援事業所	708-0573				

(令和6年3月時点)

名称	TEL	FAX	所在地	事業内容
障害者相談支援センター P.10 - ⑥				
ひがしなだ★	431-5003	431-5055	東灘区魚崎中町4-3-18 魚崎中町デイサービス内	地域で生活するために必要なサービスや利用方法などを案内します。 日常の悩み、家族のこと、仕事のこと、経済的な問題、一人暮らしの希望、将来のこと、障害福祉サービスの利用にかかること(訪問系サービスの受付、認定調査)などの相談を受け付けます。 窓口開設時間 月曜～金曜 9時～19時 ★のセンターは土曜・日曜・祝日9時～17時も開設しています。
おかもと★	452-1510	452-1529	東灘区西岡本2-25-1	
うおざき	451-3760	451-3761	東灘区魚崎中町4-10-32 魚崎デイサービス内	
なだ★	882-7013	882-7014	灘区岩屋北町6-1-4 東部在宅障害者福祉センター内	
いそがみ★	200-5611	200-5657	中央区磯上通3-1-32 こうべ市民福祉交流センター内	
たちばな★	367-6651	351-1660	中央区橋通3-4-1 神戸市総合福祉センター	
ひょうご★	686-1731	686-1732	兵庫区駅南通5-1-1 中部在宅障害者福祉センター内	
きた★	592-1371	592-1381	北区鈴蘭台西町1-26-2	
ほくしん★	982-1122	982-1022	北区藤原台中町1-2-2	
たにがみ	582-4431	582-4432	北区谷上東町8-21 シャトーノールデューII	
しんながた★	611-8860	611-8861	長田区若松町4-2-15 ビフレ新長田2階	
にしだい★	643-3730	643-3731	長田区川西通5-101-1	
たかとり★	739-1292	739-1293	須磨区大田町7-3-15 須磨区障害者地域生活支援拠点内	
きたすま★	795-1453	795-1454	須磨区中落合2-2-8 ワコーレ須磨名谷ステーション マークス1階	
たるみ★	782-6661	786-0210	垂水区本多間7-2-3 西部在宅障害者福祉センター内	
たるみみなみ	704-3340	704-4040	垂水区日向2-2-4 垂水日向ビル3階	
にしこうべ★	996-9820	996-9821	西区井吹台東町1-1-1 西神南センタービル7階	
たまつあけぼの	927-4171	927-4172	西区曙町1070 総合リハビリテーションセンター内	
ひらのせいしん★	962-5512	962-5540	西区春日台5-174-10 西区地域生活支援拠点内	
神戸市立医療センター中央市民病院 耳鼻咽喉科 総合聴覚センター P.11 - ⑧				
総合聴覚センター	302-4516	302-7246	中央区港島南町2-1-1(神戸市立医療センター中央市民病院内)	子どもの難聴に関する総合的な支援機関・医療機関です。 ☒ c_choukaku@kcho.jp

名称	TEL	FAX	所在地	事業内容	
発達障害者相談窓口 P.11 - ⑦					
発達障害者 東部相談窓口	対象区域:東灘区・灘区				
火曜～土曜 9時～17時30分	882-0010	882-7014	灘区岩屋北町6-1-4 東部在宅障害者福祉センター1階	発達障害の方や家族等が身近な場所で相談できる窓口です。15歳以上(中学卒業後)の発達障害の方とその家族の方、支援をしている関係機関や雇用している企業の方などが対象です。	
発達障害者 中部相談窓口	対象区域:中央区・兵庫区・長田区・須磨区				
火曜～土曜 9時～17時30分	672-6497	686-1732	兵庫区駅南通5-1-1 中部在宅障害者福祉センター2階		
発達障害者 西部相談窓口	対象区域:垂水区・西区				
月曜～金曜 9時～17時30分	708-6078	704-4040	垂水区日向2-2-4 垂水日向ビル3階302号		
発達障害者 北部相談窓口	対象区域:北区				
月曜～金曜 9時～17時30分	907-6117	582-4432	北区谷上東町8-21 シャトーノールデュール11階		

特別支援教育相談センター P.11 - ⑨				
月曜～金曜 9時～17時	360-2160	360-2167	中央区東川崎町1-3-2 総合教育センター5階	5歳児からの就学相談や、特別支援学級や特別支援学校に在籍している児童生徒、通常の学級に在籍している児童生徒の入学後の教育相談を行います。

精神保健福祉センター P.11 - ⑪				
精神保健福祉センター	371-1900	371-1811	中央区橋通3-4-1 神戸市立総合福祉センター3階	精神保健福祉や自殺予防に関する相談・助言・研修・啓発活動を行っています。

3 通いの場

名称	TEL	FAX	所在地	事業内容	
児童発達支援センター P.14 - ①					
神戸市が運営しているセンター					
神戸市立ひまわり学園	451-7551	451-7556	東灘区本山南町8-3-4 (東部療育センター内)	主に未就学の障害児に対し、日常生活の基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行うとともに、通所支援の利用者以外にも、地域の障害児やその家族の相談支援などを行います。	
神戸市立まるやま学園	646-5293	646-5289	長田区丸山町2-3-50 (総合療育センター内)		
神戸市立あけぼの学園	646-5295				
神戸市立のぼら学園	708-0575	708-0576	垂水区高丸8-11-4 (西部療育センター内)		
神戸市以外の法人等が運営しているセンター					
しらゆりフレンドリークラブひがしなだ	441-7288	441-7305	東灘区田中町4-5-10		
児童発達支援センター六甲ふくろうの家	821-2330	855-8225	灘区一王山町8-8		
しらゆりフレンドリークラブ	594-7788	596-5959	北区大脇台12-1		
児童発達支援センターおかば学園	981-7271	981-0825	北区有野中町2-5-10		

学校名	TEL	所在地	障害	対象・備考	通学区域	組織
特別支援学校 P.18 - ⑤						
市立盲学校※ひとみ教室	360-1133	中央区東川崎町1-4-2	視覚	幼・小・中・高	市内全域	市・教
県立視覚特別支援学校	751-3291	垂水区城が山4-2-1	視覚	幼・小・中・高	県内全域	県・教
県立神戸聴覚特別支援学校	709-9301	垂水区福田1-3-1	聴覚	幼・小・中・高	県内全域	県・教
県立阪神昆陽特別支援学校	(072) 773-5135	伊丹市池尻7-108	知的	高(職業科)	県内全域	県・教
県立芦屋特別支援学校	(0797) 25-5311	芦屋市陽光町8-37	知的	小・中・高	東灘区の一部(※1)・芦屋市・西宮市南部	県・教
青陽灘高等支援学校	871-1800	灘区岩屋北町6-1-1	知的	高	東灘区(一部※1を除く)・灘区・中央区	市・教
県立高等特別支援学校	(0795) 63-0689	三田市大原梅の木1546-6	知的	高(職業科)	県内全域	県・教
県立西神戸高等特別支援学校	991-2050	西区押部谷町高和1557-1	知的	高(職業科)	県内全域	県・教
神戸大学附属特別支援学校	936-5683	明石市大久保町大窪2752-4	知的	小・中・高	-	国
灘さくら支援学校	802-1200	灘区摩耶海岸通2-2-2	知的・肢体	<知>小・中<肢>小・中・高	<知>東灘区(一部※1を除く)・灘区・中央区<肢>東灘区・灘区・中央区	市・教
友生支援学校	576-6120	兵庫区夢野町1-1	知的・肢体	幼・小・中・高	兵庫区、長田区	市・教
県立神戸特別支援学校	592-6767	北区大脇台10-1	知的・肢体	小・中・高	北区	県・教
青陽須磨支援学校	793-1006	須磨区西落合1-1-4	知的・肢体	小・中・高	須磨区・垂水区東部(※3)	市・教
県立のじぎく特別支援学校	994-0196	西区北山台2-566-134	知的・肢体	小・中・高	西区の一部(※2)・三木市・小野市	県・教
いぶき明生支援学校	997-6311	西区井吹台西町7-1	知的・肢体	幼・小・中・高	垂水区西部(※4)・西区(一部※2を除く)	市・教
友生支援学校分教室(みなと分教室)	381-5366	中央区港島南町1-6-7(兵庫県立こども病院内)	病虚弱	小・中	こども病院に入院している児童生徒	
友生支援学校病弱部門訪問教育(わらび学級)	381-5366	-	病虚弱	小・中・高	市内全域	市・教
灘さくら支援学校肢体不自由訪問教育部(ひだまり学級)	802-1200	灘区摩耶海岸通2-2-2	肢体	小・中・高	神戸医療福祉センターひだまりに入室している児童生徒	市・教
灘さくら支援学校肢体不自由訪問教育部(ココロネ学級)	802-1200	灘区摩耶海岸通2-2-2	肢体	小・中・高	サポートハウスココロネ住吉に入室している児童生徒	市・教
いぶき明生支援学校在宅肢体不自由訪問教育部(みどり学級)	391-4551	中央区北長狭通4-9-5(元町北会館内)	肢体	小・中・高	市内全域	市・教
いぶき明生支援学校施設肢体不自由訪問教育部(にこにこ学級)	743-2733	北区しあわせの村1-9(神戸医療福祉センターにこにこハウス内)	肢体	小・中・高	神戸医療福祉センターにこにこハウスに入室している児童生徒	市・教

※ひとみ教室:視覚に障害がある子どもの学習や生活上の困難が軽減できるように指導を行います。子どもの状況に合わせて、レンズや拡大読書器などの補助具の使い方、文字や地図など教材の工夫、日常の生活や動作、運動などに関することなどを指導します。

※1 本庄・魚崎・本山南中学校区

※2 神出・押部谷・桜が丘中学校区

※3 桃山台・塩屋・垂水東・福田・垂水中学校区

※4 歌敷山・星陵台・多聞東・本多聞・舞子・神陵台中学校区

学校名	TEL	FAX	所在地	障害	対象・備考
特別支援学級 P.18 - ⑥					
難聴学級					
神戸祇園小学校	511-2600	-	兵庫区下三条町11-1	聴覚	小
湊翔楠中学校	351-2152	-	中央区楠町4-2-5	聴覚	中
病弱・身体虚弱学級(院内学級)					
神戸祇園小学校なのはな学級 湊翔楠中学校ひまわり学級	382-5111 内線3676	-	中央区楠町7-5-2 (神戸大学医学部附属病院内)	病弱	小・中
通級指導教室 P.18 - ⑦					
そだちとこころの教室(情緒障害・発達障害)					
本山南教室	452-0073	452-0073	東灘区本山南町8-2-1 (本山南小学校内)	いろいろな要因で、集団生活にとけこめない子どもの情緒の安定を図り、集団生活に進んで参加しようとする意欲と力を育みます。 学校や幼稚園等と相談のうえお申し込みください。	
神戸生田教室	333-7661	333-7661	中央区北長狭通4-9-5 (元町北会館3階)		
小部教室	593-3113	593-3113	北区鈴蘭台北町3-8-1 (小部小学校内)		
竜が台教室	792-2380	792-2380	須磨区竜が台6-15-1 (竜が台小学校内)		
垂水教室	707-6229	707-6229	垂水区日向2-4-6 (垂水小学校内)		
竹の台教室	991-4899	-	西区竹の台2-10-2 (竹の台小学校内)		
きこえとことばの教室(言語障害・難聴・発達障害)					
稗田教室	801-2551	801-2551	灘区岸地通4-2-1 (稗田小学校内)	ことば、きこえ、友達のかかわり方などに心配のある子どもや保護者の相談を受けて支援方法を考えます。 学校や幼稚園等と相談のうえお申し込みください。	
湊川多聞教室	351-6560	351-6560	中央区楠町4-2-3 (青少年育成センター内)		
谷上教室	583-0761	583-0761	北区山田町下谷上字中上16 (谷上小学校内)		
道場教室	985-2680	985-2680	北区道場町塩田1460 (道場幼稚園内)		
板宿教室	732-9541	732-9541	須磨区菊池町1-1-1 (板宿小学校内)		
西落合教室	792-5535	792-5535	須磨区西落合7-1-3 (西落合小学校内)		
西脇教室	782-6367	782-6367	垂水区西脇1-8-6 (西脇小学校内)		
枝吉教室	928-0838	928-0838	西区枝吉2-95 (枝吉小学校内)		
特別支援教育就学援助 P.19 - ⑧					
神戸市教育委員会事務局 特別支援教育課	984-0734	-	中央区東川崎町1-3-3 (神戸ハーバーランドセンタービル)	-	-
医療的ケア児の支援 P.19 - ⑨					
神戸市教育委員会事務局 特別支援教育課	984-0735	-	中央区東川崎町1-3-3 (神戸ハーバーランドセンタービル)	-	-

4 交流の場

名称	TEL	FAX	所在地	事業内容
Jカフェ(拠点事業実施館) P.20 - ①				
魚崎児童館	453-2662	-	東灘区魚崎中町4-3-16	発達がゆっくりな子ども(乳幼児)とその保護者が、子どもを気兼ねなく遊ばせながら、日頃の育児の不安や悩みを共有し、ほっと交流できる場所として「Jidoukan-cafe(J-cafe)」を実施しています。
河原児童館	882-3886	-	灘区上河原通4丁目1-1	
泉台児童館	592-3768	-	北区泉台3丁目39-3	
有野児童館	987-2010	-	北区有野中町2-20-19	
細田児童館	612-3797	-	長田区細田町7-1-30	
落合児童館	791-7644	-	須磨区中落合1-1-25	
垂水児童館	707-4527	-	垂水区日向1-5-1 4階	
太山寺児童館	794-4790	-	西区学園西町5丁目2-3	
こべっこランド P.20 - ②				
こべっこランド	958-8011	958-8030	兵庫区上庄通1-1-43	発達がゆっくりな子どもへの支援や子育て中の親、また保育や療育の現場で活躍する方を講座や専門研修などを通してサポートしています。

7 障害福祉制度

名称	TEL	FAX	所在地	事業内容
意思疎通支援事業 P.27 - ③				
神戸市身体障害者団体連合会	341-8644	341-7706	中央区橋通3-4-1 総合福祉センター内2階	聴覚障害がある方に、公的機関や医療機関などでのコミュニケーションを支援するため、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。
ひょうご盲ろう者支援センター	579-7601	579-7603	兵庫区水木通2-1-9 中山記念会館301	外出が困難な視覚・聴覚重複障害者の方に通訳・介助者を派遣します。
在宅障害者福祉センター P.27 - ③				
東部在宅障害者福祉センター	882-5675	882-5989	灘区岩屋北町6丁目1-4	障害者やその家族のための生活・福祉などに関する相談や福祉情報の提供、機能訓練、入浴サービス、障害福祉サービスなどを実施します。
中部在宅障害者福祉センター	672-6480	672-6486	兵庫区駅南通5丁目1-1	
西部在宅障害者福祉センター	787-5715	786-0205	垂水区本多聞7丁目2-3	

(令和6年3月時点)

名称	TEL	FAX	所在地	事業内容	
リフト付バスの利用 P.28 - ⑤					
神戸市重度心身障害児(者)父母の会	335-8508	335-8509	中央区橋通3-4-1 総合福祉センター1階		
障害児入所施設 P.29 - ⑦					
福祉型					
おかば学園	981-7271	981-0825	北区有野中町2-5-19	障害のために在宅での生活が困難な児童の入所施設です。	
上野丘学園	958-0089	958-0280	北区淡河町東畑75		
さわらび学園	965-2387	965-2393	西区神出町南字美濃谷619-19		
障害児入所施設おぞらのいえ	927-2727	925-9253	西区曙町1070		
医療型					
神戸医療福祉センターひだまり	862-1939	862-1953	中央区日暮通5丁目5-8 (地下1階から地上2階)		
サポートハウス ココロネ住吉	858-7557	277-0289	東灘区住吉山手7丁目1番1号		
神戸医療福祉センターにこにこハウス	743-2525	743-2050	北区しあわせの村1番9号		

8 障害者のしごとの相談・支援

(令和6年3月時点)

名称	TEL	FAX	所在地 / E-Mail	事業内容
しごとサポート 窓口開設時間:月曜～金曜 9時～17時30分 P.30 - ①				
しごとサポート中部 上記の時間に加え、第三土曜を開所	672-6480	672-6486	兵庫県駅南通5-1-1 神戸市立中部在宅障害者福祉センター2階 shurou-soudan-info@kobeseirei.or.jp	労働・福祉・保健・教育・医療などの関係機関と連携し、就職を希望する方や在職中の障害のある方に対して、就労に関するさまざまな支援を行っています。
しごとサポート東部	891-3890	891-3891	灘区泉通5-5-13 shigotosupport-tobu@associa-ld.co.jp	
しごとサポート北部	982-9598	982-7110	北区藤原台中町1-2-1北神中央ビル101 job.kobekita@youkikai.or.jp	
しごとサポート西部	708-2861	704-4040	垂水区日向2-2-4垂水日向ビル3階 seibu-suishin@sfsuisei.org	
しごとサポートICT	822-1073	845-2918	東灘区向洋町中6-9 6E-12 kobeict@prop.or.jp	

兵庫ゆずりあい駐車場

※詳しくは二次元バーコードのリンク先でご確認ください。



障害のある方などのための駐車スペースを適正にご利用いただくため、兵庫県が、県内共通の「兵庫ゆずりあい駐車場利用証」を交付しています。

申請窓口

お住まいの区の区役所保健福祉課、北神区役所保健福祉課、須磨区北須磨支所保健福祉課、玉津支所

※区役所・支所の連絡先はP.32をご確認ください。

兵庫県健康福祉部障害福祉局ユニバーサル推進課

電話 362-4379 FAX 362-9040



9 その他の支援事業

(令和6年3月時点)

名称	TEL	FAX	所在地	事業内容
重度障害児者医療福祉コーディネーター事業 P.31 - ①				
社会福祉法人芳友 神戸医療福祉センター にこにこハウス 月曜～金曜 9時～16時30分	743-2525	743-2050	北区しあわせの村1-10 (総合福祉ゾーン 「しあわせの村」内)	重度障害児者に対する保健、医療、福祉に係る情報の共有や、連絡調整に必要な情報登録書の作成などを行っています。
小児慢性特定疾病児童等自立支援事業 P.31 - ③				
公益財団法人 チャイルド・ケモ・サポート基金 月曜～金曜 9時～16時 祝祭日は除く	303-5335	-	中央区港島中町8-5-3	小児慢性特定疾病児童等とその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、自立に向けた学習・通院・通学支援、就労支援などの支援を行います。
こうべ市歯科センター P.31 - ④				
こうべ市歯科センター	612-8020	612-8021	神戸市長田区二葉町5-1-1-20	障害のある児童など一般の診療所では治療困難な方の歯科治療を実施しています。(要予約)
発達障害者支援センター P.31 - ⑤				
発達障害者支援センター	322-5164	322-6044	中央区加納町6-5-1 神戸市役所1号館5階 障害福祉課内	発達障害に関する研修や講演会等の啓発活動を行っています。
ボランティアセンター(社会福祉協議会) P.30 - ⑥				
東灘区ボランティアセンター	841-6941	841-7999	東灘区住吉東町5-2-1	ボランティアセンターでは、ボランティアを求める方と、ボランティア活動をしたい方をつなげるお手伝いをします。ボランティアに関することの相談を受け付けます。
灘区ボランティアセンター	843-7040	843-7077	灘区桜口町4-2-1	
中央区ボランティアセンター	333-4422	333-4421	中央区東町115	
兵庫区ボランティアセンター	579-3304	574-5771	兵庫区荒田町1-21-1	
北区ボランティアセンター	593-9910	593-9822	北区鈴蘭台北町1-9-1 (鈴蘭台駅前再開発ビル)	
北神ボランティアセンター	981-5377	940-5444	北区藤原台中町1-2-1	
長田ボランティアセンター	574-2408	574-2427	長田区北町3-4-3	
須磨区ボランティアセンター	731-8922	733-2533	須磨区大黒町4-1-1	
垂水区ボランティアセンター	709-1333	709-1332	垂水区日向1-5-1 (レバンテ垂水2番館内)	
西区ボランティアセンター	995-5366	995-5601	西区梶谷5丁目4-1	
ボランティア情報センター	271-5317	271-5366	中央区磯上通3-1-32	

